

## 令和6年11月 岩手県教育委員会臨時会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和6年11月5日（火）午後1時30分

閉会 令和6年11月5日（火）午後1時52分

### 2 開催場所

県庁10階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

佐藤 一 男 教育長

新妻 二 男 委員

宇部 容 子 委員

小野寺 明 美 委員

泉 悟 委員

山口 研 介 委員

### 4 説明等のため出席した職員

菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長

武蔵教育企画室長、中村高校教育課長、西川高校改革課長

教育企画室：女鹿主任主査、安倍主事（記録）

### 5 会議の概要

#### 第1 会期決定の件

本日一日と決定

#### 第2 事務報告1 令和7年度岩手県立高等学校入学者選抜の実施について（学校教育室）

別添事務報告により説明

泉委員：2点伺います。1点目は、少し前にもお話をしたのですが、12ページの携帯電話の検査場への持ち込みについて、事務局で各ブロックごとに説明したとは思いますが、高校あるいは中学校の現場から、何かこのことについて異議等はありませんでしょうか。それから、このことについて、県教委として、こういう事態のときにはこういう風にするという指針を示すことはしないのでしょうか。

もう1点は、特色入試を実施する学校が半分ぐらいしかないということを13ページ以降のところで確認しましたが、私の思いとしては、スクールポリシーに基づく魅力化あるいは特色化を県として前面に押し出しているにも関わらず、特色入学者選抜の実施を学校の判断に任せてしまっていて、「やる・やらない」は学校の判断で良いということが、今回の入試について良かったのでしょうか。以前の推薦入試は全ての学校で実施しなさいということだったとは思いますが、推薦入試に代わるものだということであれば、特に、県北・沿岸で特色入試を実施する学校が少ないということは、県北・沿岸で生活している中学生が、ある学校に魅力を感じてその学校を進学先に選択しても、入試がないので門前払いの形になってしまうのではないかと。特色入試の実施は、果たして学校の選択に任せてしまっても良いのでしょうか。逆に2次募集は、全部の学校が、うちの学校では、もし欠員が生じたときにはこうやりますよと言っているにも関わらず、メインの売りにするべき特色入試を、学校ごとの判断に任せてしまっているこの状況は、次年度以降考える余地はあるのでしょうか。

中村高校教育課長：まず、携帯電話の使用に関しては、異議ということではなく、どういう運用するかという質問はありました。また、指針といいますか、万が一の対応については、現在検討しているところであり、今後、それについてお示しして学校がしっかり取り組めるようにして参ります。

それから、特色入試について、以前の推薦入試に比べて数が少なくなっているということです

が、推薦入試につきましても、これまでも実施できるという形でやっており、実施当初は推薦入試の定員を5%といった内容で実施していた学校もありましたが、それが徐々に拡大されてきたという状況です。

現状として、特色入試を実施しないものの、学校の特色で学校独自検査で面接を実施するとか、それから、県外募集でしっかり生徒を受け入れる、そうした特色ある入試を行うなど、決して一般入試だけではなく、そうした学校での特色を示すような入試を行うということを検討している学校がございます。今後につきましては、特色入試の趣旨について、今までも説明しながら学校と協議しやってきたところですが、改めて学校に説明をして次年度の入試に備えていきたいと考えております。

泉委員：今年度の入試を終えた後に総括をするとは思いますが、その時点で来年度に反映させることができる、あるいは今年度は特色入試は各校の判断だったが、来年度は、特色入試は全部の学校でやっていただくとか、そうした柔軟性はぜひ持った方がいいかと思ひますし、そういった考えで今後も対応していただければありがたいと思ひます。特に先ほど言いましたように、県北・沿岸の生徒が、受験の機会を損なってしまうというのは残念なことだと思ひもあり、発言させていただきました。

新妻委員：計算機能等を有する機器は、検査場内では電源を切ってかばんにしまうということになっていますが、そうした機能を持った時計といったものについても、身に着けることを禁じているという例を大学入試等で見かけたことがあるのですが、これは機器となってるので、必ずしも携帯電話やスマホ等に限るという訳ではなさそうですが、そういう理解で良いでしょうか。

中村高校教育課長：携帯電話等に限らず、スマートウォッチなども含めて、通信機能等があるものについては、身に着けずに電源を切ってかばんにしまうという対応を考えております。

第3 議案第31号 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育室）  
別添議案により説明

原案どおり決定

第4 議案第32号 岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（学校教育室）  
別添議案により説明

原案どおり決定

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。